

八尾市生活環境の保全と創造に関する条例運用要綱

八尾市公害防止条例運用要綱の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、八尾市生活環境の保全と創造に関する条例（平成30年八尾市条例第21号。以下「条例」という。）及び八尾市生活環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成30年八尾市規則第138号。以下「規則」という。）の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(屋外作業における騒音等の防止)

第2条 工場等の設置者は、条例第20条第1項に規定する屋外作業における騒音及び振動による公害の防止のために、次の項目について可能な限り配慮するよう努めるものとする。

(1) 屋外作業を行う場所の構造

ア 敷地の周囲に遮音性の高い塀等を設置し、防音対策をする。

ただし、建築物等への日照及び通風等の妨げとならないものとする。

イ 車輛の出入口は、住宅側から離れた位置にすること。

(2) 機器、車両等の騒音及び振動対策

ア 敷地内で使用するバックホウ等の建設機械は、国土交通省が指定する低騒音型及び低振動型のものとする。

イ 停車中の車輛のアイドリングは停止すること。

ウ 資材置場等においては、資材等の落下音を防止するため、作業場所の床等に緩衝機能を有する素材を敷くこと。

(3) 作業方法等の騒音及び振動対策

ア 午後9時から翌日の午前6時まで、並びに日曜及び祝日の作業は控えること。

イ 騒音及び振動を発生させない作業方法及び使用方法を作業者及び使用者に徹底させること。

ウ 従業員等の話し声に注意すること。

エ 著しい騒音及び振動が発生する作業は、住宅から離れた場所

で行うこと。

オ 出入りする車輛の通行時間、速度及び搬入ルートについて、
周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう検討すること。

(4) その他の対策

看板を設置して、作業者に騒音及び振動の防止を啓発すること。

2 条例第20条第2項に規定する粉じんの飛散防止のための措置は、
次のとおりとする。

- (1) 処理装置を設置し、適正に稼働させること。
- (2) 防じんカバーで覆うこと。
- (3) 散水設備によって散水が行われていること。
- (4) 前3号と同等の効果を有する措置が講じられていること。

(貸工場等の構造基準)

第3条 条例第23条第1項により規則第4条第1項に定める公害防止
に必要な措置を満足させる透過損失は35デシベル（500Hz）以上とし、
必要な透過損失を得るために、次の材料等に準ずること。

構 造	材 料 等
壁	コンクリート系材料が望ましく、コンクリートブロック15cmに両面にモルタルを各1cm塗るか、又は気泡コンクリート10cmに両面にプラスター（せっこう）を各0.5cm塗ること。
屋 根	壁材と同等が望ましいが、重量等で使用不可能な場合は、折板0.08cmでグラスウール2.5cm及び空気層7.5cmをとり内張りにプラスターボード0.9cmを使用すること。
窓	気密型アルミサッシの二重窓（ガラス厚各0.5cm、空気層15cm）とすること。
出 入 口	スチールシャッターとアルミサッシ（ガラス厚0.5cm）の二重とし、前面敷地に3m以上の空地を取ること。
換気口 及び換 気設備	吸排気口には、吸音ダクトを取り付け、その開口部は工場等の屋根の中央部にする等敷地境界線から必要な距離を取ること。なお、吸音ダクト等により15デシベル以上の防音効果を

確保すること。

(特定工場等設置許可の条件)

第4条 規則第9条第2号で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) アクリル系樹脂とは、アクリル酸エステル及びこれに類するものとする。
- (2) 重合するものとは、機械の回転により重合させ、成型するもの以外のものをいう。
- (3) 熔融するものとは、アクリル酸エステル樹脂等を加熱分解し、単体化するものをいう。

(表示板の掲出)

第5条 条例第27条により規則第10条に規定する表示板は、設置許可又は変更許可の申請後、直ちに当該特定工場等の建築現場等の道路側（2以上の道路に面する場合は人等の通行の多い方）の敷地に掲示しておかなければならない。ただし、既設の特定工場等の敷地内の変更許可申請の場合は、当該特定工場等の出入口周辺の道路側に掲示すること。

(公害防止担当者の役割)

第6条 条例第28条に規定する公害防止担当者の役割は、次のとおりとする。

- (1) 公害の原因となる物質等の排出量等の測定及び記録に関すること。
- (2) 公害を発生させるおそれのある施設及びこれら进行处理する施設（附属施設を含む。）の維持管理に関すること。
- (3) 事故時及び緊急時における市への連絡及び具体的な措置に関すること。
- (4) 市長が求めた公害防止の状況等の報告に関すること。
- (5) 従業員等に対する公害の防止及び環境への負荷の低減に関する意識の向上に努めること。
- (6) その他公害を防止するために市長が必要と認めたもの。

(軽微な変更に係る報告)

第7条 条例第25条の許可を受けた者は、以下に掲げる条例第30条第1項に該当しない軽微な変更を行おうとするときは、市長に報告するものとする。

- (1) 許可に係る特定施設と種類を同じくする特定施設を増設する場合（当該増設に係る特定施設の数と種類を同じくする許可に係る特定施設の数に2を乗じて得た数を超えない場合に限る。）
- (2) 前号に掲げるものの他、市長が必要と判断したとき。

2 前項に規定する報告は、特定工場等軽微な変更に係る報告書（様式第1号）に必要事項を記載し、関係書類を添付して提出するものとする。

(操業等の制限)

第8条 条例第31条第1項により規則第14条第1項に規定する特定工場等検査申請書により申請をした者は、条例第31条第2項により規則第14条第2項に規定する特定工場等検査済証の交付を受けた後でなければ完了部分を使用することはできない。ただし、次の場合は、分割して完了検査を受けることができる。

- (1) 明確に部分操業が区分できる場合
- (2) その他市長が適当と認めた場合

(カラオケ装置の構造基準)

第9条 条例第38条により規則第21条に規定する別表第3のカラオケ装置設置の構造基準を満足させるために、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 規則別表第3中同等以上の防音効果を有するものとは、次のとおりの透過損失を有するものとし、自室等により、その側壁面等が必要な防音効果を有する場合は、同等以上の防音効果とすることができるものとする。

(周波数 500H z)

構造の各部		A 地域	B 地域
壁	長屋又は共同住宅の対象室 相互の界壁	50デシベル以上	50デシベル以上
	上記以外の壁	45デシベル以上	40デシベル以上
窓及び戸		40デシベル以上	35デシベル以上
天井・ 床	長屋又は共同住宅の対象室 の階上又は階下を他人が居 住、執務、作業、集会、娯 楽又はこれらに類する室に 使用する場合	50デシベル以上	45デシベル以上
	上記以外の場合	30デシベル以上	30デシベル以上

(2) 規則別表第3の構造基準を遵守するため、次の事項を行うこと。

ア 吸排気口の位置は、隣家等に接する場所を避け、出入口等の空間地に面した部分に設置すること。

イ 構造は隙間をなくし、気密性を保つこと。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の八尾市生活環境の保全と創造に関する条例運用要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の八尾市生活環境の保全と創造に関する条例運用要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。